

令和 6 年度 第 1 回

泉南市都市計画審議会記録

泉南市都市整備部都市政策課

令和6年度第1回泉南市都市計画審議会

1. 日時 令和6年8月2日（金）
午前10時00分から午後11時13分まで
2. 場所 泉南市役所 本館2階 大会議室
3. 出席者 池上 安夫、川角 典弘、下村 泰彦、八島 雄士
河部 優、楠 成明、谷藤 麻由奈
居倉 順子、柿花 千晶、木村 雅司、檜山 政宏
泉南清掃事務組合 事務局次長兼総務課長 川村 和幸
事業課長 栗阪 友幾
事業課 主幹 八塚 暁夫
事業課 係長 藤井 吉隆
事業課 主査 村上 稔
4. 審議会から出席を要請された者
市長 山本 優真
5. 事務局職員として出席した者
都市整備部長 伊藤 好幸
市民生活環境部 眞田 知彦
市民生活環境部 清掃課長 山原 清弘
都市整備部次長 兼 都市政策課長 市川 裕康
都市整備部 都市政策課
係長 長濱 真司 主査 赤井 理恵
主任 古谷 悠里子
6. 本審議会に報告された案件
 - ・ 事前説明「南部大阪都市計画 泉南ごみ焼却場の決定について」

会長

皆様おはようございます。

ご案内の時刻になりました。

ただ今から、令和6年度第1回泉南市都市計画審議会を開催いたします。

本日は傍聴がございませんので、そのまま進めさせていただきたいと思います。それでは審議に入る前に事務局から委員の出席状況について報告お願いいたします。

事務局

皆さんおはようございます。

報告する前に、本日の審議会開催のご案内の際に審議会資料を後日送付する旨記載しておりました。今回当日資料をお配りして説明させていただく予定にしていたにも関わらず、資料を送付する旨通知しまして複数の委員の皆様からご心配いただき、またお問い合わせいただき大変申し訳ございませんでした。今後このようなことがないように、ご案内の際には十分注意してまいります。大変申し訳ございません。

それでは本日の委員の出席状況を報告させていただきます。本日は委員12名中11名のご出席をいただいております。なお、谷委員につきましては本日の他の公務でございまして、ご欠席のご連絡をいただいております。当審議会の定員数は、審議会条例第6条第2項の規定によりまして、委員の2分の1以上となっております。従いまして、当審議会は成立してございます。

次に配布資料の確認をさせていただきます。お手元に、事前説明資料「南部大阪都市計画泉南ごみ焼却場の決定について」、本日の会議次第、委員名簿を配布させていただきました。ご確認いただき、不足がございましたら事務局までお申し付け下さい。

それでは各委員のご紹介をさせていただきます。まず、審議会条例第2条第2項第1号の規定による委員でございますが、当審議会の会長 大阪公立大学名誉教授の下村 泰彦（しもむら やすひこ）委員でございます。 同様に当審議会の職務代理をしていただいております、和歌山大学システム工学部講師の川角 典弘（かわすみ のりひろ）委員でございます。 同様に和歌山大学観光学部教授の八島 雄士（やしま ゆうじ）委員でございます。 泉南市農業委員の池上 安夫（いけがみ やすお）委員でございます。

次に、審議会条例第2条第2項第2号の規定による委員で、市議会議員の河部 優（かわべ まさる）委員でございます。市議会議員の楠 成明（くすのき しげあき）委員でございます。市議会議員の谷藤 麻由奈（たにふじ あゆな）委員でございます。

次に、審議会条例第2条第2項第4号の規定による委員で、居倉 順子（いぐら じゅんこ）委員でございます。柿花 千晶（かきはな ちあき）委員でございます。木村 雅司（きむら まさし）委員でございます。檜山 政宏（ひのきやま まさひろ）委員でございます。

本日は、ごみ焼却場の案件でございます。
泉南清掃工場の管理・運営する泉南清掃事務組合から6名ご出席いただいておりますので、ご紹介いたします。泉南清掃事務組合より
事務局長の馬場(ばば)事務局長でございます。
事務局次長の川村(かわむら)事務局次長でございます。
事業課長の栗阪(くりさか)課長でございます。
事業課 八塚(やつづか)主幹でございます。
事業課 藤井(ふじい)係長でございます。
事業課 村上(むらかみ)主査でございます。

続きまして、本日出席しております泉南市の職員を紹介させていただきます。泉南市長
山本市長でございます。
都市整備部より伊藤部長でございます。
市民生活環境部の眞田部長でございます。
市民生活環境部 清掃課長の山原でございます。
都市政策課 係長の長濱でございます。
都市政策課 主査の赤井でございます。
都市政策課 主任の古谷でございます。

そして、わたくし都市整備部 次長 兼 都市政策 課長の市川でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。以上でございます。

会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から報告がありましたとおり本審議会は適法に成立しております。
それでは、審議会の開催にあたりまして、市長より一言ご挨拶をお願いいたします。

市長

皆さんおはようございます。山本でございます。私は泉南市長ではありますが、この清掃組合の管理者という立場でもございます。本日は市長という立場で発言をさせていただきます。

令和6年度第1回都市計画審議会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。本日は、お忙しい中、本審議会にご出席賜り、誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、平素から本市の諸行政、とりわけ都市計画行政の推進に対し、深いご理解とご協力をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

今回の案件としましては南部大阪都市計画泉南ごみ焼却場の決定についての事前説明でございます。後からお話があると思うんですけども、お配りしました資料の14ページの流れにこれからなっていく訳ですけども、今回はこの8月2日の報告という流れでございます。この泉南清掃工場が供用開始から38年以上が経過をいたしておりまして、施設の老朽化が進んでいることから建て替えを計画しているところでございます。この話は、以前からずっと議論が積み上げてこられた中で、ようやくここまで来たというところでございまして、この施設を延命させていくのか、新しく作っていくか、という議論の中で、延命するにあたっては非常に多くのコストがかかっていくというところで、様々な観点からのVFMを考えまして、このタイミングで新しく作っていくという話を議会等で議論をしてきたところでございます。とは言うもの、この1年間ここまでこぎつけるまでに、たくさんの議論があったのも事実でして、物価高騰の影響で金額が跳ね上がってしまいまして、これではできない、財政が破綻してしまう、というほどの値上がりでございましたが、ここに集まっている職員の尽力もありまして、何とかそこをネゴシエーションして引き下げて実施可能な予算範囲内の計画が作られてきたところでございます。

このごみ焼却場に関しましては、市民の暮らしに欠かせないものでございますし、これまでの間、様々な方法について広域連携を含めて議論を進めてきたのですが、後ほどご説明いたします内容に、結論として至っているという状況です。是非ともご議論をいただきたいと思います。とはいえ、都市計画についてという観点におきまして、公共の福祉のために事業者や市民の方々に私権を制限するといった側面もございます。したがって、当審議会において慎重かつ十分な審議が行われることが、このごみ焼却場都市計画手続きとして大変重要です。ですので、先ほど申し上げました14ページにある通り、このタイミングで皆様に一旦今現状報告させていただくというプロセスを踏んでございます。

本日私公務の都合がございまして、中座しなければなりませんけども、忌憚のないご意見をお聞かせいただきますようお願いを申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございます。山本市長は他の公務のため、ここで退席いただきます。それでは、ただ今から、議事に入ります。事前説明の案件が1件となっております。事務局から案件について主旨の説明をお願いします。ご意見、ご質問等は、説明の後でお願いいたします。

事務局

それでは、事前説明の案件「南部大阪都市計画 泉南ごみ焼却場の決定について」ご説明させていただきます。内容はお手元の資料をパワーポイントを使用しましてご説明いたしますので前方のスクリーンをご覧ください。

現在稼働しております泉南清掃工場は、泉南清掃事務組合にて、泉南市及び阪南市から排出される一般廃棄物の処理を行っております。

焼却施設は供用開始から 38 年以上経過し、施設の老朽化が進んでいることから、隣接地の現在温水プールが建っている敷地に建替えを計画しているところでございます。本案件は、施設の建替えに先立ち、都市計画を決定する必要があるでございますので、本日は計画内容のご説明をし、次回ご審議いただく予定でございます。

本日の説明内容としましては、大きく 4 点でございます。1 点目のごみ焼却場の都市計画についての内容が本題でございます。2 点目に施設整備計画、3 点目に環境影響調査についても簡単ではございますがご説明させていただき、最後に手続きを含めた今後の流れについてご説明させていただきます。

まず初めに、ごみ焼却場の都市計画についてご説明します。泉南市全域は都市計画法に基づき、南部大阪都市計画区域として指定されております。都市計画区域内でごみ焼却場を建築するには、建築基準法第 51 条により「都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し又は増築してはならない」と定められております。現在稼働中のごみ焼却場につきましては、都市計画区域の指定前に竣工された建物の増築施設であった為、現在に至るまで都市計画決定がなされておられません。

今回の計画は現在の施設を稼働しながら、隣の敷地に新たにごみ焼却場を建築する計画であるため、敷地を新たに都市計画決定する必要があることから、現在都市計画の決定にむけて、手続きを進めている次第でございます。

続きまして都市計画に定める事項につきましては都市計画法第 11 条第 2 項により、ごみ焼却場について都市計画に定めるものとしまして、1. 施設の種類、2. 名称、3. 位置及び区域、4. 面積と定められております。都市計画の内容は計画書に記載され、現在は案として大阪府と協議、調整中であります。種類は「南部大阪都市計画ごみ焼却場」となり、名称は「泉南ごみ焼却場」位置は泉南市りんくう南浜及び、阪南市尾崎町地内、面積は約 2.34ha
備考欄にはごみ焼却場の場合、施設の規模を記載することとなります。

施設規模の算出にあたっては、令和 12 年の推計焼却施設処理量を【環境省が定める算定式】を用いて算出し、ストーカ方式で一日当たり 104 t と設定しております。また、都市計画を定める理由といたしましては、「泉南市及び阪南市では昭和 42 年 3 月に設立された泉南清掃事務組合において、ごみの焼却処理を行っている。泉南清掃事務組合では、昭和 45 年 3 月に完成したごみ焼却施設、その後同施設の老朽化に伴いこれに代わる施設といたしまして、昭和 61 年 3 月に現在のごみ処理施設が完成し供用開始し、焼却処分しています。現在の施設も、供用開始後 38 年が経過しており、設備の老朽化が進んでいることから、今般建替えに先

立ちまして、都市計画ごみ焼却場の決定を行うもの」としております。区域につきましては、現清掃工場と隣の温水プール、駐車場を含んだ中央の赤枠部分、泉南市りんくう南浜、阪南市尾崎町地内の約 2.34ha、土地の登記簿上は泉南市と阪南市にまたがっておりますが、行政界は泉南市であり、地目は宅地となっております。また、用途地域は準工業地域で、周辺は男里川、工場及び緑地となっており、住宅地は男里川を挟んだ西側阪南市、工場を挟んだ南側にあります。

続きまして、ごみ焼却場の施設整備計画についてご説明いたします。

泉南清掃事務組合が作成した次期ごみ処理施設整備基本計画（案）では、各施設の整備時期別にエリア分けを行うこととし、段階的に整備を実施する計画としております。令和 6 年度に温水プールの解体を行った後、第 1 ステージとして、破碎施設を含む焼却施設及び、管理棟を含めた施設の建設を、令和 7 年度から令和 12 年度の供用開始を目標に進める予定となっております。

次に第 2 ステージとして、既存の焼却施設の解体及び、リサイクル施設建替えを令和 12 年度から令和 17 年度の供用開始を目標に進め、第 3 ステージに駐車場等の整備を行う予定としております。施設規模は、将来人口、ごみの搬入量実績及び処理量実績をもとに搬入量を推計し、施設規模を算出したところ、次期焼却施設及び破碎施設共に、既存の施設より規模が縮小しております。その他、津波等に浸水対策でスロープの設置、売電規模の発電機の設置、非常用発電機の 1 炉立上可能化、災害時の備品等 7 日分の備蓄、臭気対策、バリアフリー化を新たな施設に計画しております。

続きまして動線についてですが、収集・事業系車両をスロープを使用し 2 階の受入れ口へ、一般家庭系持ち込みは 1 階の受入れ口へと分け、敷地内を周回するように車を滞留させることで、敷地外での渋滞を解消するよう計画しております。

続きまして環境影響調査につきましてご説明いたします。泉南清掃事務組合にて廃棄物処理法に基づき、周辺地域の生活環境に及ぼす影響について、事前に調査を行いました。調査項目は、大気質、騒音、振動、低周波、悪臭、廃棄物等、温室効果ガス等、電波障害の 8 項目です。水質と自然環境につきましては、公共下水に放流し公共用水域に出さないこと、新施設が現施設より規模が小さくなることから影響がないと考えられ選定していません。調査地点としましては、大気質調査は半径 3 k m の範囲で、その他は建設予定地の周辺の地点で調査を行いました。電波障害については、一部の地域で遮蔽（しゃへい）障害が発生すると予測されますが、電波障害が確認された場合は、状況に応じて対策を実施することにより、テレビを視聴することが可能とする計画です。調査結果の総合評価といたしましては、次期ごみ処理施設の煙突からの排ガスについては、すべての項目が生活環境の保全上の目標と整合しており、大気汚染防止法等の排出基準より厳しい自主基準を厳守し、機器の維持管理や運転管理を適切に行うことなどにより、生活環境への影響を低減できると評価しました。その他の環境要素については、次期ごみ処理施設の建設による影響は小さく、環境保全措置を

適切に実施することにより、生活環境への影響を回避または低減できると評価しております。また、現段階で予測し得なかった環境に影響を及ぼす事態が発生した場合には、その時点での状況に応じ、必要な環境保全措置等の検討を行います。

以上のことから、次期ごみ処理施設の設置に伴う環境影響は、実行可能な範囲内で回避または低減できることから、生活環境の保全に支障がないものと評価します。との報告を受けております。

最後に今後の流れについてご説明いたします。現在は案の作成を進めており、大阪府へ意見照会中となっております。その後、8月9日には、都市計画法第16条に基づき、泉南市民を対象に住民説明会を行います。説明会につきましては、広報ならびに市ウェブサイトにてお知らせしております。都市計画原案の作成後は大阪府知事協議を行い、9月頃に都市計画法第17条に基づく案の公告・縦覧を2週間実施します。その後、本年10月末を目処に、本審議会に議案として付議させていただき予定で進めております。

以上で南部大阪都市計画泉南ごみ焼却場の決定についての説明を終了いたします。

会長

ありがとうございました。本案件につきましては報告事案のため、現段階で聞いておきたいことがあれば、簡単をお願いします。いかがでございますか。はいどうぞ。よろしくお願いいたします。

委員（A）

一点確認ですけれども、災害時等で発生した災害ゴミの受け入れ体制について、もし分かっていることがありましたら、お聞かせいただきたいなど、お願いします。

会長

どんな風に盛り込まれて考えておられるのかっていうことだと思います。いかがでしょう。

事務局

清掃事務組合の方からご説明していただきたいと思います。

清掃事務組合

災害ごみの方ですが、今回施設規模を設定するにあたって、市民さんが出される通常ごみの量がありまして、それをもとに災害ごみに対して環境省の方でも余力ということでそれに対する10%が認められているんですけど、今回その焼却規模の設定に当たり、先ほど市長からもありましたように、物価高騰の影響もあり、施設規模を下げなければいけないというよ

うな感じに至ったわけで、今回につきましては、災害ごみについては水害による災害ごみは若干出るんですけど、その分は余力に含んでおりまして施設規模の設定に至っております。

あと、我々組合の構成市であります、泉南市と阪南市の方で災害ごみに関する災害ごみ処理基本計画というのがございまして、その方では、南海トラフ地震が出た場合に約 26 万 t というかなりの量のごみの量が発生することになっていますが、そちらについては災害廃棄物処理計画に基づいて、一旦仮置き場ができますので、そこで仮置きをし、なかなか全部を燃やすっていうわけにいきませんので、その辺につきましては大栄環境さんなどの民間と協定を結んでおりますので、できればそちらの方をメインとして処理をしていきたいという感じで今回の施設計画には入れております。以上です。

会長

ありがとうございます。他にどうでしょう。はい、どうぞ。

委員（B）

売電規模の発電機を設置するということですけども、それは、焼却した熱になるのかなと思うんですけど、太陽光とかその辺を設置は考えてはるのかっていうのと、住民説明会の日程をお知らせしているということなんですが、いつ発表したのかをちょっとお聞きしたいと思います。

会長

はい、事務局いかがでしょう。2 点ございました。

事務局

住民説明会の発表の時期ですが、この 8 月の広報にてお知らせと、7 月の末時点で Web サイトにて公開を今現在されております。売電の規模につきましては、また清掃事務組合の方からご説明させていただきます。

清掃事務組合

太陽光発電につきましては、一部だけ設置しており、ほとんどが焼却による発電で、24 時間まかなうことができますので、ほんの少しだけ。

委員（B）

それは売るというより何かその。

清掃事務組合

あの場内だけの使用だけです。以上です。

会長

どうぞ。

委員（C）

4 ページで説明を受けた今回これまでの建物については、南部大阪計画区域を指定される以前に建てられたものということで、今回新たに設置される施設が初めて位置を決定をするということで今回都市計画審議会をもたれていると思うんですけど、その中でこの施設については泉南市阪南市両市が共同で事務組合を立ち上げて設置をしていく計画ですけれども、6 ページの説明の中で都市計画のごみ焼却場の決定ということで、今回の泉南市の都市計画審議会で決定をしていくということなんですけれども、当然両市共同で設置している一部事務組合の施設ですので、例えば阪南市側も同じように都市計画審議会の中で議論して、今後決定ということで進められていくのか、どうかその辺についてちょっと教えていただきたいと思います。

会長

いかがでしょう。

事務局

この建て替えの計画が始まってから、阪南市さんとずっと協議をさせていただきまして、泉南阪南合同で一部事務組合を設立していますので、阪南市さんと泉南市で一緒にといいますか、同じ場所を別々に都市計画決定しませんか、というふうなお話はずっとさせていただいていたのですが、一応今の場所が泉南市の行政区域になっているということから、阪南市さんは行政区域をまたいでも都市計画するのは、阪南市としてはどうかと思う。というふうなお話があり、阪南市長さんの方から大阪府に対して泉南市におまかせします、というような文章で泉南市だけで都市計画決定をするという方法で、今のところ決着している状況です。以上です。

会長

ありがとうございます。

委員（C）

わかりました。阪南市長もそこまで言われてることなので、それを超えてどうこうって言うつもりはないんですが、ただ、その位置としては泉南市りんくう南浜および阪南市

尾崎地域内になっておりますので、決定は泉南市が出してもいいと思うんですけども、その最後の一番最後に来週からですね、泉南市民を対象に Web サイト等でこういった内容を告知をしているということでもありますけれども、その点だけでも、阪南市では必要ないのかなと。というのはやっぱり都市計画審議会で議論なんですけれども、これ清掃事務組合の議会の方でやっぱり今回新たに設置していく中で、今後の影響環境問題とかいろいろ出てくる中で、市民に対する説明とか、こんな問題も含めて議論出てきている中で、泉南都市計画をきちっと決定していきますよ、というような内容の説明だけでも、市民に対する説明だけでもいらないのかなというのがちょっと気になったところなんで、ちょっと言わせてもらいました。

会長

はい、ありがとうございます。そういう情報提供というのは、阪南市側にも聞かれたらどうでしょうか。っていうようなご提案でもあるかと思いますがそのあたりいかがでしょうか？

事務局

泉南市の方は先ほどご説明しました通り、来週の 8 月 9 日に住民説明会を開催する運びとなっております。阪南市は阪南市側で 8 月 7 日に同じように住民説明会を開催するという旨を聞いております。

会長

はい、ありがとうございます。お話がありましたように、非常に重要な都市の施設であると同時に、環境面への与える影響も出てくる。そういうことで環境影響調査されて施設については低減したり、影響はほぼないだろうというふうな推測のもとに進めていただいて、これを都市計画の施設として位置づけないと成立しないというように法が変わりましたので、そういう条件のもとに今回都市計画決定手続きをしているということで、今皆様からご意見頂戴しているわけでございます。ですから、施設規模を少し抑えることによって経費も捻出されたという説明もございましたし、環境影響調査についても影響がないというふうな推測のもとに、今回このように皆様から意見を聴取する場面が出てきたということの説明がございました。都市計画審議会としては、やはり環境審議会ではないので、環境のみならず、都市計画としてこの施設の重要性や市民に対する環境整備、このあたりの点からもしっかりとご意見頂戴して、都市計画施設として決定していいのかどうかという判断を進めてまいりたいというふうに思います。特に今委員の皆さまからしっかりとご意見いただいておりますので、その他、他の委員の皆さまからも大切な施設でありながら、やはり環境面のこともありますし、都市計画やまちづくりについての色々なご意見、せっかくこの場を設けていただいているわけですので、市民説明会でも市民の方々からの意見も聞く場面も設けたり、この審

議会の中でも色々ご意見やご質問いただくことによって、クリアにして都市計画決定をしていきたいというふうに思います。

また、府の方と今やり取りをされていて、府の意見も聞かれるという場面で、その結果はまだ聞いてはないのですが、その辺も府からどういう意見が出てくるか分からないですが、しっかりとこの、都市計画審議会として、いろいろ質問、ご意見をいただきたいというふうに考えてございます。よろしくお願いします。

いかがでございませうでしょうか。

横には男里川も流れておりますし、子供たちの視察場所としても今回清掃組合さんによくお世話になってきたという背景もございませうし、まちづくりや都市計画する上で都計審というのは大事な場でもありますので、その点も含めて何かお気付きの点があればぜひお願いしたいと思います。

とりあえず事務局に確認ですが、今日意見を皆さんからいただいて大阪府との協議をやっていただいて、この次の段階でここで決定するか否かを審議するということになるわけですね。

事務局

そうです。

会長

それが意見交換としては、最終に近い段階に来ていますので、お気付きの点があればお願いしたいと思います。はい、どうぞ事務局お願いします。

事務局

先ほどややこしいですけど建築基準法 51 条という話が出てきます。なかなか我々から言いづらいですが、いわゆる嫌悪施設と昔は言われていたんですが、周辺に影響のある施設ということで、建築基準法で、そういう施設を建てる場合は、位置を赤の枠で囲むという作業、これが都市計画に与えられた使命でございませう。今まで泉南市で建築基準法 51 条に基づいて建てた施設、要するに都市計画決定して建てた施設を前に映しています。泉南市の山の上にある火葬場は平成 27 年 8 月 24 日に都市計画決定いたしまして、今稼働させていただいているという状況です。こちらにつきましても周辺への影響といいますか、周りへの影響、心理的なものもありますので、できるだけ目立たないところという配慮で森の中につくらせていただいたのが泉南市の火葬場でございませう。

それからもう一つ、泉南市の大苗代、新家辺りにある双子川浄苑があります。こちらは古いですが、昭和 53 年に都市計画決定させていただいた汚物処理場です。公共下水道が、まだ、ほとんど 53 年でしたら全く進んでいないところでございまして、当時の浄化槽や

くみ取りしたし尿等を処理するための施設ということで双子川浄苑というのを都市計画決定して建築してございます。

その他といたしましては泉南市にはないですが、卸売市場やそのあたりも、位置の決定というのは都市計画で行わなければならない、それから下水処理場ですね、南部水みらいセンターという名前になっているんですけども、こちらも下水処理場として都市計画の位置づける必要があります。そちらにつきましては大阪府の流域下水道施設になってございます。大阪府の流域下水道の計画の中で、都市計画、ここに処理場を作りますという位置付けをして建設された建物になってございます。51条はなかなか聞き慣れないですし、我々もめったに使わないですし、都市計画審議会にもほとんどかかることのない施設ということになります。

今回ごみ焼却場ということで、こちらは快適な生活環境を確保する上で、安全かつ衛生的に処理するごみ処理の基幹的な施設になります。先ほどから申しました施設につきましても、都市にとっては必要不可欠な施設です。都市計画の手続きを行うことで位置について広く周知するという意味も込めて都市計画を決定するものです。特にごみ焼却場については性能といいますか、いろいろな企業の努力もありますし、研究もございまして、煙突から出る排出ガス等につきましても、生活環境影響調査を行うのですが、相当低いといいますか、影響のないような状況になってございます。それに関しましても地元の方の今までの経緯も含めて、市民のために必要不可欠ですので、ご決断をいただいて新施設に対するご理解をいただいているという施設であることを付け加えさせていただきたいと思います。以上です。

会長

はい、ありがとうございます。非常にわかりやすい説明をいただきました。51条に係るお話、このあたりしっかりと説明していただきましたので都市計画決定を打たなければならないとご理解いただければと思います。新規に建てる訳ですが、都市計画決定っていうのはこの赤のライン、ここをごみ焼却場として位置付けるということでございます。

今、議論いただいている特に建屋の方、ごみ焼却施設の建屋の方のアセスメントをしっかりやっただけでございまして、都市計画決定するのが、この赤のラインでございまして、建物以外のところも、周辺に対するご配慮をいただいている図面になっておりまして、先ほど経年的にどう進めていくかっていう図面があったかと思いますが、屋外の状態も中で車がどう回るのかについてもご説明をいただいている図面になっておりまして、削減も含めて、あと大事な環境も配慮しているという説明があったかと思いますが、

ですので、生活環境影響評価というのはどうしても建物プラントから出てくる音やガスや騒音や匂いやあとは汚染物質やその辺の調査がほとんど無いだろうというふうなアセスを書いているわけです。ただ都市計画決定するのはその建物だけではなくて、周りも敷地としてこう位置づけているっという図面を出していただいて、屋外についての考え方も図面に出て

きているわけでございます。その辺も含めてしっかり見ていくのが都市計画審議会の役割ではないかなというふうに理解しておりますので、それも含めて何かお気づきの点がありましたらお願いしたいというふうに思います。よろしいでしょうか？はいどうぞ。

委員 (D)

委員の皆様の方から災害時に能登の地震など、災害ごみの対応は喫緊の課題ですし、複雑化する行政区域に対して誰が管理していくかというお話が出ましたが、もう一つご提案というか、意見なので反対とかではなくて、将来的に能力が半減してしまうので、昨今言われるSDGsに従ってごみの削減であるとか、ごみをなんとかうまく利用する、先ほど発電の話もありましたし、焼却熱を利用した再循環型のエネルギーっていうのもありましたけれども、今回の計画の中でそういうことまでを踏み込むのはかなり難しいと思います。市の方として焼却場施設を作るということに加えて中長期的なこの建物を建て替えても、また30年後には老朽化して、また建て替えるという話になってきた時のビジョンみたいなものも少し必要なのかなと。これは単純な意見ということで、そういうことも考えるべきかなと。というのは、泉南のマーブルビーチの海岸線沿いがリゾートとして開発されて、キャンプサイトになっていると。それを考えると一番南の端っこに焼却場があるっていうのは、必ずしもプラスイメージにはならない。私は和歌山在住ですけれども、和歌山の白浜町の白浜のビーチに2キロ先にごみ焼却場あったら何となくマイナスのイメージを感じてしまう。そこも含めたら、中長期的な環境配慮型のごみ処理対応をしているというのが入ってくると、市民の方の賛同が得られやすいのかなと、ちょっと感じました。意見です。

会長

ありがとうございます。海岸線の利用の仕方っていうお話と、市全体の配置も含めたことだと思います。特に反対意見ということではないというふうにお聞きしました。先ほど事務局の説明がありましたように、ごみ焼却施設の今回の位置よりもまだ更にマーブルビーチ側には水みらいセンターがあったり、直接海と関係するような下水処理施設、そういう関連施設もずっと配置されていることで、某大型ショッピング施設とロングパークとの関係のなかで賑わい性、やはり環境に必要な施設が南の方に位置していると。そういうふうな本市の特有の場でありますので、総合的にやはり配置はここで都市計画決定を打つということで、位置関係はもう変えることはほぼできないと思います。ただそのなかで、市民の皆様にとって、印象も含めて環境も含めてどういう点をご配慮いただけているのか気になっている点があれば、次回決定しないといけないので、それまでにクリアにしていかなければならないと思われる点についてぜひご質問いただけたら有難く存じます。はい、どうぞ。

事務局

先ほど見え方とか景観についてもお話が出ましたので、少し景観についてご説明させていただけたらと思います。

計画地につきましては大阪府の景観計画の大阪湾岸区域に入っておりまして、建築工事に着手する 30 日前までに大阪府の届け出の対象となっている地域になります。届け出の内容で色彩等の基準を設けておりますので、著しく派手なものになるとは考えにくく、本市といたしましても周辺の町並みとの調和を大切にしつつ、海辺の環境に配慮するよう指導していきたいと思っております。また一時的ではございますが、現施設が残り、新施設が建築された状態のパースがございます。こちらのパースを基に見え方、人が集まるであろうというポイントごとにそれぞれパースを作成したものがございますので、ご紹介させていただきたいと思っております。

まず一つ目といたしまして、ごみ焼却施設。男里川を挟んだ向かいの阪南市側の住宅地内にあります公園から見たパースの風景でございます。右側にある建物が新焼却施設の建物で、左側に見えるのが旧焼却施設、先ほどご説明しました通り、一時的ではありますが二棟が残る見え方となっております。こちらが実際の写真に投影しますと、こういう見え方になっております。ここが多分一番よく見える、人が集まるであろう場所でよく見える場所となっております。

もう一つ人が集まる場所といたしまして、なみはやグラウンド。サッカーコートなどがございます。駐車場側から見たパースがこちらになります。この位置になりますと、だいぶ小さく見えて新焼却施設と旧焼却施設が左側と右側に見えます。こちらのパーツを写真に反映したものがこちらです。新施設の方がちょっと木で隠れて見えなくなっている状態です。

最後に、人がよく集まる場所として男里川周辺にありますコンビニ、ファミリーマートの駐車場からのパースです。こちらにつきましては、建物の隙間から若干見える形となっております。見えております建物が旧のごみ焼却施設がありまして、新設が建ったとしてもファミリーマート駐車場からは見えないという形になります。こちらが写真撮りした分がこちらになります。建物の外壁に薄く止めさせていただいてるものが新設になっておりますので、完全に隠れてしまって旧の煙突しか見えないっていう形になります。

以上で景観の説明の方を終わります。

会長

はい、ありがとうございます。都市計画決定がうたれて、この事業が進んだときに、やはり基本設計から実施設計をしていく必要があります、実際に作る形を決めていく必要がございます。そこで最終的に建設費等が正確にはじかれていく訳ですね。通常そこで終わってしまうのですが、その中で大阪府はご存知かと思いますが、まず道路、幹線道路沿い 50m、それから河川沿い 500m、それから山並景観それから海辺から 500m 区間、並びに街道筋、これは今枚方宿と阪南の山中溪、それから増えているかもしれません。平成一桁のときに私も一緒

になって作らせていただいた景観計画というのがございまして。そういう場面でここはちょうど海側から 500m 区間に入りますので、本市はまだ景観行政団体になっておりませんので、まだ大阪府のそういう計画のもとに配置しなければならないということになってございます。その説明で、具体的な現段階でのイメージを、パースというか画で見せていただいたわけですね。ですから、景観的にもしっかりと配慮していくっていう風なこの段階が終わって、その次の段階で具体的に作り上げていく時に、こういう配慮もしてます、というご紹介を今していただいたわけです。

ですから、景観的にも配慮されて、周辺の景観的なインパクトも影響も少ない形でここは考えますってというようなご提示を今されたわけでございます。ですから、海だから明るい色で真っ白にしよう。これもあまりよろしくなくて、ちょっと真っ白にすると目立ちすぎるので、少し白をちょっとだけ入るようにしてくださいとか、そういうような指導をよくやらせていただいているわけです。マンセル値という色彩の色の見本みたいのがありまして、特に無彩色で、9.5 とか 9 のような真っ白ってというのは本当に目立ちたくするような、少し抑えてねっていう話はよくしましたので、ちょっと色を抑えたような色味にされてたり、色を付けてなかったり、無彩色っていう色が無い様な、そういう形で全体的なこういうふうな配慮をしていくってということになるかと思います。こういう風な上から見た風景ってというのは誰も見れないんで、鳥しか見ないんです。やっぱり目線からどう見るかっていったような、先ほどの各地点のところから現場から見た話がありまして、影響がそうないだろうとご判断をされているということかかと思います。こういう風に環境面や周辺への景観にも配慮したような施設を考えているというようなご提示だったというふうに理解してございます。他、何かございますか？はいどうぞ。

委員（A）

今治市のバリクリーン施設という動画を youtube で見たことがあるのですが、比較的新しい施設なんですけど、そちらではサッカーコートやテニスコートとかっていう平常時に市民の方に楽しんでもらえるような複合的な施設が新たにつくられて、年がら年じゅう皆さん地域の方が楽しんでもらえるっていう施設になっていたのですが、そういった市民の方がもっと利用しやすいような施設の計画とかはあるのか。その点についてもお考えを聞かせてください。

会長

はい、いかがでしょう。

清掃事務組合

建設する予定地は狭小でありますので、サッカーグラウンド場とかそういう風なスペースはありません。基本計画上でも交流拠点を検討するように考えておりますので、リサイクル施設、新リサイクル施設のところにそういったかたちのものは考えております。

会長

リサイクル施設の中に交流拠点をお考えになっておられる。あとは子供たちの社会見学の場所としても、ご提供される予定になっておられますよね。そういう説明をいただいた方がいいんじゃないかなと思いますけど。さらに屋外の図面を拝見していると、広場系の建物を考えておられたり、いろいろ計画されているんじゃないかなと思うのですが、その点は説明いらないんですか。特になければ結構です。

清掃事務組合

今ちょうど図面で開いていただいている次のページのところですね。まず今回整備する中で清掃工場の中に環境学習施設と言いまして、今もそうですけど小学校4年生対象に毎年多くの社会見学をやっておりますので、そういう施設を今回のこの中に入れ込むっていうのは考えてはいました。事業費の高騰もあり、施設の機能としては最小限確保できています。次のリサイクル棟を移設するときに、もっと拡大性を持たせるかなどの議論になると思います。

最後の3ステージ目になりますと、その中で公園を設置する予定でありますので可能であればこの中に先ほどの防災拠点機能を持たすことができるか否かっていうところが、また今後これが終わってからですね、次のステージに入る前にある程度そういう予算的なこともあります、それが明確になった時点でやっていくっていうように考えています。今の段階では施設を設けるのと、せっかく防災拠点強化しておりますので、何かあったらここで電気のご提供であるとか、温水も若干出ますので、給湯設備もありますので、災害時用にそちらの方については利用できるような供給口をつくっておくなどの可能でありますので、そういう対応をしていきたいと思っております。

会長

はい、ありがとうございます。ちょっとカーソルかポインターお持ちですかね。

ここで今回ご提案されてる都市計画決定を打つ敷地を囲っていただいてよろしいですか。

清掃事務組合

都市計画区域はこうです。

会長

そうですね。はい、ですからここの議論を今しているわけですね。今回の事業で動く一番左側の部分だけではなくって。もちろん、特に都市計画決定からそういう場面ですね。今回の事業を判断する会議ではなくて、ここ全体の敷地の計画を打っていいですかというふうなご提案があったわけ。それでいいですね。

事務局

はい。大変ちょっと面倒な話ですが、赤い枠で囲っている区域っていうのは都市計画決定する区域になっています。もう細かい話ですが、赤い枠ですね、ごみの焼却施設というものが1ミリたりとも出たら建てられないっていうのがこの建築基準法 51 条の制度になっていて、今回の場合は囲ってから新たに建てるということです、その赤い枠の中に収まります。その赤い枠の中に建てていいものも限られてまして、ごみ焼却場及びその関連施設以外のものは建てられないというふうな規定になってございます。先ほどおっしゃったような還元施設的なものは、現在都市計画法の許可の権限とかっていうのが泉南市長にございますので、市長の許可によって、その赤い枠の中に還元施設を建てることは可能になってきます。

会長

ごめんなさい。赤い枠はこの枠ですね。

事務局

はい、そうです。第3ステージでいきますと、周りも緑に塗っていて分かりにくいのですが、その外の枠が都市計画決定の枠でございます。この枠からはみ出て焼却施設を作ることができない、ということです。逆に言いますと、隣にある関連施設というのが、都市計画緑地でございまして、それも泉南市が管理しておりますので、ただの緑地になってますので、ちょっと右の方に行きますと別のグランドゴルフ場になってますけれども、緑地に何もないので、その緑地をもうちょっとグレードアップするとかっていうことも可能ではないかなと。それは組合さんに言うことではないんですけども、枠の中でするのはごみ焼却場に限りということで、余談になりますけど、他市町のレベルの話をしますと、元々昔から都市計画決定をしていた赤枠から建て替える時にはみ出てしまうというのはよくあります。その際に、ごみ焼却場の都市計画の変更というのをしないと建てられないっていうぐらい建築基準法 51 条っていうのは厳しい規定になってまして、おそらく場所が狭くなって、全体を移転する場合の新規の都市計画決定か、新しく建て替えるのに敷地が狭いので、少しはみ出るけどっていう時に都市計画の変更を行う、というふうな位置づけというのはこの都市計画におけるごみ焼却場の敷地の位置の決定っていうふうなことになります。以上です。

会長

はい。今回、今詳しくご説明いただきました赤桙が都市計画決定を打たなければならないエリア、全員が共通認識持っとかないと、今回建てられる以外のところも都市計画ってのもするわけですので、その辺りみんなで共有して、判断していく必要が一方であるのかなというふうに思うのが、都市計画審議会のメンバーとしてなんかやっぱり気になるわけでございます。ですので、ちょっと今説明いただいて、ごみ焼却施設以外の付帯するような還元施設をですね、そのあたりも敷地内だったらというご説明と、今度は清掃組合さんじゃなくて、泉南市としてはこの周辺も今ある有効な緑地を今後、検討が必要ですが、この辺で環境もしくは居住されている皆さん、市民の皆さん、住民の皆さんへの配慮も含めて緑地帯を残して整備の方向性を検討してみるのもありかなというご意見をいただいたわけですね。という形で次回になるわけですが、審議会で敷地としてよいかどうかという判断を皆さんにいただくことになるかと思います。他、何かご意見いかがでございますでしょうか。それでは、多くの意見を皆様からいただきました。

先ほどから申し上げますように、次回のこの審議会において、本案件が出てまいります。ですので、その時にご審議ご判断いただくことになりますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。他、特にご意見がないようですが、事務局そろそろ締めてもよろしいですか。何か、事務局から説明ございますか。

事務局

本日はありがとうございます。次回の都市計画審議会、この付議させていただく時期でございますけれども、今のところ10月23日を予定してございます。午前中でお願ひしたいと思っております。このごみ焼却場ともう一点、手続きが間に合えば前回説明しました地区計画のご審議もお願いできたらなと思っております。本日、地区計画のご審議とこの焼却場のご説明をと思ったのですが、ちょっと地区計画の方の協議がなかなかスムーズに進んでないということもありまして、次回にお願ひしたいと思います。以上です。

会長

はい。それでは、令和6年度の第1回泉南市都市計画審議会をこれにて終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

午前11時13分終了